

第 4 次いわき市障がい者計画の見直し等 の方向性について

第4次いわき市障がい者計画の見直し等の方向性について

1 概要

本市における障がい者計画等は、障がい者に関する保健福祉行政の基本的な理念及び施策目標を定め、市、関係機関、団体、事業者、地域住民等が相互連携のもと、障がいのある方が住みやすい地域や社会づくりに取り組むためのものである。

平成29年度において、以下のとおり計画の改定及び策定を行うものである。

(1) 「第4次いわき市障がい者計画」改定

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障がい者のための施策に関する基本計画である「第4次いわき市障がい者計画」（計画期間：H26～32年度）について、改定時期（中間見直し）となることから、必要に応じた計画の見直しを行う。

(2) 「第5期いわき市障害福祉計画」策定

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である「第4期いわき市障害福祉計画」（計画期間：H27～29年度）について、計画期間が終了することから、新たに「第5期いわき市障害者計画」（計画期間：H30～32年度）を策定するもの。（市障がい者計画の実施計画として位置付け。）

(3) 「第1期いわき市障害児福祉計画」策定

児童福祉法に基づく障害児相談支援について、サービス提供体制を計画的に確保するため、新たに策定するもの。（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い新たに義務付けとなるもの。）

2 計画期間

年度	26	27	28	29	30	31	32
障がい者計画	← 前期				→ 後期		
障害福祉計画	← 第4期				→ 第5期		
障害児福祉計画					← 第1期		

3 計画作成体制

計画の作成（見直し及び策定）にあたっては、学識経験者や関係機関・団体から推薦を受けた委員等で構成されている「いわき市地域自立支援協議会」（平成 29 年度 5 回の開催）において、審議いただくとともに、アンケート調査、庁内照会、市民へのパブリックコメントなどにより計画の作成を行っていく。

4 アンケート調査

計画を策定等するうえで、障がい者の現状や課題等を把握する必要があることから、身体・知的・精神に関する各種手帳を所持する方と関連する障害福祉サービス提供事業所・施設・団体等に対してアンケート調査を実施する。

(1) 調査対象

- ① 身体、知的及び精神障がい者、難病、発達障がい
※障害者手帳所持者及び障害福祉サービス利用者
- ② 施設・団体等調査対象
 - ア 障がい者関係法人・施設
 - イ 障がい者関連団体

(2) 調査方法

郵送発送、自記式、郵送回収

(3) その他

障がい児については、国の動向を見極め対応する。

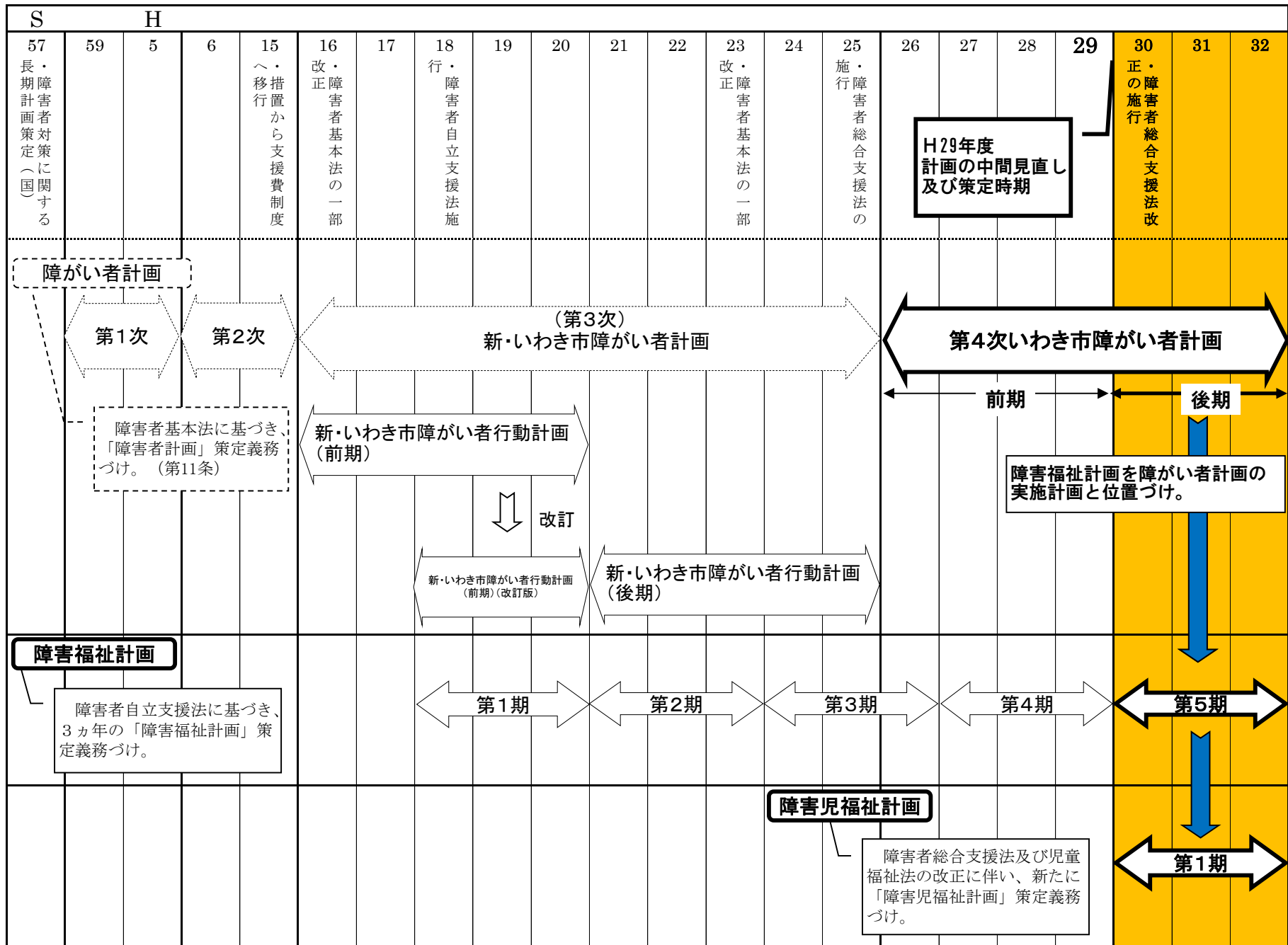
5 国の動向

国において、平成 30 年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本方針の見直しを実施しているところであり、市計画の作成にあたっては国の動向を注視し、対応していくこととする。（社会保障審議会（障害者部会）H28.10.19・28.11.11 開催資料参照）

6 今後のスケジュール

平成 28 年度	1～3 月：アンケート調査
平成 29 年度	4 月：計画改定等方針の決定
	5 月：事業所等ヒアリング
	10 月：改定及び策定計画素案の作成
	11 月：市民意見募集（パブリックコメント）の実施
	2 月：改定及び策定計画の決定
	・市民への周知

「いわき市障がい者計画」「いわき市障害福祉計画」及び「いわき市障害児福祉計画」の関係及び計画期間について



平成 30 年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

1. 基本的事項について

- (1) 障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」を定めるものとされている。

障害者総合支援法（抜粋）

第 87 条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 三 次条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画及び第 89 条第 1 項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 基本指針は、児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

(4～6 略)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12 略)

第 89 条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

- 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第33条の22第1項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- (5～9 略)

(2) また、今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害児福祉計画」を定めるものとされた。

児童福祉法（抜粋）

第33条の19 厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第33条の22第1項及び第2項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第1項及び第33条の22第1項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
 - 二 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 三 次条第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び第33条の22第1項に規定する都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
 - 四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 3 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項に規定する基本指針と一体のものとして作成することができる。

(4～6 略)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～5 略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7～12 略)

第33条の22 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 三 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

3 都道府県障害児福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の区域ごとの指定通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 三 指定障害児入所施設等の障害児入所支援の質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 四 前項第2号の区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条第1項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(5～8 略)

(3) 基本指針では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。また、障害児福祉計画についても、都道府県・市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を作成することとなった。

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成

(4) 都道府県・市町村に平成30年度から32年度に向けた、障害福祉計画（平成27年度～29年度）の見直し及び障害児福祉計画の作成を平成29年度中に行っていただくことから、今年度中に現行の基本指針について必要な見直しを行うこととしたい。

2. 最近の施策の主な動き

○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（H30.4.1施行）

- ・ 自立生活援助の創設
- ・ 就労定着支援の創設
- ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
- ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28.6.3施行）

○障害者部会報告書（H27.12.14）

- ・ 都道府県障害福祉計画に記載される精神障害者の長期在院者数の削減目標を、市町村障害福祉計画に記載される障害福祉サービスのニーズの見込量に反映させる方法を提示すべきである。
- ・ 障害福祉計画と介護保険事業（支援）計画がいつそう調和のとれたものとなる方を検討の上、講じるべきである。
- ・ 障害児のニーズに的確に応える観点から、障害福祉サービスと同様に、都道府県・市町村において、障害児支援のニーズ等の把握・分析等を踏まえ、障害児支援に関するサービスの必要量の見込み等について、計画に記載すべきである。
- ・ 障害福祉計画の実効性を高めていくため、例えば、PDCAサイクルを効果的に活用している好事例を自治体間で共有するとともに、都道府県ごとの目標・実績等の公表・分析や、障害福祉サービスの利用状況等に関するデータ

分析に資する取組などを推進すべきである。

- 相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめの公表（H28.10）
 - ・相談支援専門員の資質の向上
 - ・基幹相談支援センターの設置促進
- これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会の開催（H28.1～）

主な検討事項は以下のとおり。

 - ・精神障害者を地域で支える医療のあり方
 - ・多様な精神疾患等に対応できる医療体制のあり方
 - ・精神病床のさらなる機能分化
- 発達障害者支援法の一部を改正する法律（H28.8.1 施行）
 - ・発達障害者支援地域協議会の設置
 - ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
- 障害者差別解消法の施行（H28.4.1 施行）
 - ・障害を理由とする差別的取扱いの禁止
 - ・合理的配慮の提供
- 成年後見制度利用促進法（H28.5.13 施行）
 - ・成年後見制度利用促進委員会の設置
- ニッポン一億総活躍プラン（H28.6.2 閣議決定）
 - ・障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援
 - ・地域共生社会の実現

3. 基本指針見直しのポイント

① 地域における生活の維持及び継続の推進

地域生活支援拠点等の整備を一層進めるとともに、障害者総合支援法の改正において円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス（自立生活援助）が創設されたこと、「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて基幹相談支援センターが質、量ともに十分とは言えないとされていることなどを踏まえて基本指針の見直しを行うこととしてはどうか。

② 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会の議論を踏まえながら、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にするために基本指針の見直しを行うこととしてはどうか。

※ これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会において詳細を検討中。

③ 就労定着に向けた支援

障害者総合支援法の改正において、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、

事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されたことを踏まえ、例えば、支援開始後6か月経過後及び1年経過後の職場定着率の目標値を成果目標として加えてはどうか。

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

障害児支援の提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画を策定することとなったことから、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援などについて、基本方針に盛り込むこととしてはどうか。

⑤ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

障害者部会報告書では、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくすべき旨や、協議会（障害者総合支援法）と地域ケア会議との連携等を進めるべき旨が盛り込まれているとともに、ニッポン一億総活躍プランでは、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組を行うべきとされている。

こうしたことを踏まえ、高齢者、障害者、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要であることから、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなるようにすることや、「地域共生社会」を実現するため、障害福祉分野についても住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性について、基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

⑥ 発達障害者支援の一層の充実

改正された発達障害者支援法を踏まえ、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備を計画的に図る必要があるため、その手段としての都道府県等における発達障害者支援地域協議会の設置の重要性を基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

また、発達障害者支援センターの業務を行うに当たっては、地域の実情を踏まえ可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすること（例えば、発達障害者地域支援マネージャーの配置）の重要性を基本指針に盛り込むこととしてはどうか。

4. 成果目標等に関する事項（案）

○ 現行の指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②入院中の精神障害者の地域生活への移行
- ③地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行等

の4つの柱が定められている。

○ 次期指針の柱立てについては、最近の施策の主な動きを鑑み、例えば下記のものとする考えられる。

- ①福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ②精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築（変更）
- ③障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤子どもの将来の自立に向けた発達支援（新規）

○ 次期指針の「達成すべき基本的な目標」（成果目標）については、上記の5つの柱ごとに、例えば下記のものとする考えられる。

- ①地域生活移行者の増加、施設入所者の削減（従来の数値目標と同様。）
- ②入院後3ヶ月時点の退院率の上昇、入院後1年時点の退院率の上昇、長期在院者数（従来の数値目標について見直しを検討）
※これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会において見直しを検討中。
- ③障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備（従来の数値目標と同様。）
- ④福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加及び支援開始後の職場定着率の目標値（従来の数値目標に新たに職場定着率の目標値を追記）
- ⑤・重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置
 - ・医療的ケアを必要とする障害児支援のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置
 - ・放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価結果の公表による質の向上（都道府県のみ成果目標）

※詳細は別紙参照

○ 「目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標」(活動指標)の主なものとしては、例えば下記のものとするのが考えられる。

① 地域生活移行者の増加、施設入所者の削減

(例) ・ 共同生活援助の利用者数、地域相談支援(地域移行支援)の利用者数 自立生活援助の利用者数 等

・ 施設入所支援の利用者数 ※サービス量の減少を目指す。

② 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇、入院後1年時点の退院率の上昇、長期在院者数(従来の数値目標について見直しを検討)

(例) ・ 障害福祉サービス種別(自立生活援助、共同生活援助、就労継続支援、居宅介護など)の精神障害者における利用者数

※これからの精神保健福祉のあり方に関する検討会において見直しを検討中。

③ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

・ 従来同様活動指標は設けない。

④ 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加及び就職後の職場定着率

(例) ・ 就労系障害福祉サービス利用者の一般就労への移行者数、就労移行支援の利用者数、就労定着支援の利用者数 等

⑤ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置

・ 医療的ケアを必要とする障害児支援のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置

・ 放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価結果の公表による質の向上(都道府県のみ成果目標)

(例) ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、訪問型児童発達支援の利用児童数・利用日数及び障害児相談支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用児童数

※これらの活動指標については、地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケアを必要とする障害児のニーズ、認定こども園や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等での障害児の受入れ状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して設定する。

※この他、基本指針の中に、都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保

護者に調査を行うなどにより把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、認定こども園や保育所、放課後児童クラブ等における障害児の受け入れの体制整備を行うことを示す予定。

5. 第3期及び第4期障害福祉計画の目標の実績について

1. 目標の実績について

※以下の表内における「目標」は、都道府県障害福祉計画に計上されている数値の合計

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 地域生活移行者

【基本指針上の目標（第4期計画）】平成25年度末時点において施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとする。

項目	第3期障害福祉計画				第4期障害福祉計画	
	H24	H25	H26	H26 目標	H27	H29 目標
地域生活移行者	23.6% (34,526人)	25.3% (36,928人)	26.9% (39,238人)	25.2% (36,764人)	調査中	13.3% (15,905人)

※ 割合は、第3期障害福祉計画はH17.10.1入所者（146,010人）で除した数であり、第4期障害福祉計画はH25年度末入所者数（119,878人）で除した数である。

(分析)

- 第3期障害福祉計画（平成26年度末）の実績は26.9%であり、目標である25.2%を達成。
- 地域生活移行者は年々増加しており、現在の伸び率から考えると第4期障害福祉計画（平成29年度末）の目標は達成することが見込まれる。

② 福祉施設入所者の削減

【基本指針上の目標（第4期計画）】平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。

項目	第3期障害福祉計画				第4期障害福祉計画	
	H24	H25	H26	H26 目標	H27	H29 目標
福祉施設入所者の削減	10.5% (15,312人)	10.2% (14,949人)	10.3% (14,975人)	15.4% (22,491人)	調査中	3.8% (4,522人)

※割合は、第3期障害福祉計画はH17.10.1入所者（146,010人）で除した数であり、第4期障害福祉計画はH25年度末入所者数（119,878人）で除した数である。

（分析）

- 第3期障害福祉計画（平成26年度末）の実績は10.3%であり、目標である15.4%に満たない。
- 福祉施設入所者の削減数は年々ほぼ横ばいであり、現在の伸び率から考えると、第4期障害福祉計画（平成29年度末）の目標の達成は困難。

（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行

① 入院後3ヶ月時点の退院率

【基本指針上の目標（第4期計画）】入院後3ヶ月時点の退院率について、平成29年度における目標を64%以上とする。

項目	（参考）		第4期障害福祉計画	
	H25	H26	H27	H29 目標
入院後3ヶ月時点の退院率	59.1%	調査中	調査中	64.0%

（分析）

- 平成26年、平成27年の入院後3ヶ月時点の退院率については、今後集計予定であり、確定値が算出され次第（来年度）、結果を分析。

② 入院後1年時点の退院率

【基本指針上の目標（第4期計画）】入院後1年時点の退院率について、平成29年度における目標を91%以上とする。

項目	（参考）		第4期障害福祉計画	
	H25	H26	H27	H29 目標
入院後1年時点の退院率	88.4%	調査中	調査中	90.9%

（分析）

- 平成26年、平成27年の入院後1年時点の退院率については、今後集計予定であり、確定値が算出され次第（来年度）、結果を分析。

③ 長期在院者数

【基本指針上の目標（第4期計画）】長期在院者数（在院期間が1年以上の者）について、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減することとする。

項目	（参考）		第4期障害福祉計画	
	H25	H26	H27	H29 目標
長期在院者数	2.6%	調査中	調査中	16.5%

（分析）

- 平成26年、平成27年の在院期間1年以上の長期在院者数については、今後集計予定であり、確定値が算出され次第（来年度）、結果を分析。

（3）地域生活支援拠点等の整備

【基本指針上の目標（第4期計画）】 地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。

項目	第4期障害福祉計画	
	H27	H29 目標
地域生活支援拠点等数	調査中	各市町村又は各圏域に少なくとも1つ

※ 圏域数：352カ所 市町村数：1,741カ所

（分析）

- 平成27年の地域生活支援拠点等の整備数については、現在集計中であり、確定値が算出され次第、結果を分析。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者

【基本指針上の目標（第4期計画）】 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることが望ましい。

項目	第3期障害福祉計画				第4期障害福祉計画	
	H24	H25	H26	H26 目標	H27	H29 目標
一般就労移行者数	3.5倍 (8,338人)	4.1倍 (9,900人)	4.8倍 (11,556人)	4.2倍 (10,080人)	調査中	1.9倍 (19,074人)

※割合は、第3期障害福祉計画はH17年度の一般就労移行者数（2,398人）で除した数であり、第4期障害福祉計画はH24年度の一般就労移行者数（9,840人）で除した数である。

（分析）

- 第3期障害福祉計画（平成26年度末）の実績は平成17年度の移行実績の4.8倍であり、目標である4.2倍を達成。
- 一般就労への移行者数は年々増加傾向であるが、平成27年度実績を集計次第分析。

② 就労移行支援事業の利用者数

【基本指針上の目標（第4期計画）】 平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末における利用者数の6割以上増加する。

項目	第3期障害福祉計画				第4期障害福祉計画	
	H24	H25	H26	H26 目標	H27	H29 目標
就労移行支援事業の利用者数	26,607人	27,840人	29,760人	36,883人	1.2倍 (31,183人)	1.6倍 (42,540人)

※割合は、第4期障害福祉計画はH25年度末における利用者数（26,236人）で除した数である。

（分析）

- 就労移行支援事業の利用者数は毎年増加傾向にあり、平成27年度では平成25年度末の利用者数の約1.2倍となっている。
- 平成29年度には目標を達成できると考えられる。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

【基本指針上の目標（第4期計画）】 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

項目	（参考）		第4期障害福祉計画	
	H25	H26	H27	H29 目標
就労移行支援事業所の就労移行率	33.1%	33.1%	調査中	50.2%

※割合は就労移行率が3割以上の事業所の割合を記載している。

(分析)

- 平成 25 年度、26 年度における就労移行率が 3 割以上の事業所は 33.1%と横ばいとなっている。
- 平成 27 年度の結果を集計次第分析する。

2. 障害福祉計画の実効性の確保について

- 障害福祉計画の実効性を高めていくため、PDCAサイクルを効果的に活用している好事例を自治体間で共有するとともに、例えば各都道府県の実績や分析結果等について比較可能な形で公表することとしてはどうか。

障害児に関する成果目標の考え方

1. 現 状

- 障害児支援については、平成24年の児童福祉法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるように、障害種別ごとに分かれていた障害児の給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が創設されたところ。

先の通常国会において成立した障害者総合支援法及び児童福祉法改正法において、障害児福祉計画の策定が義務づけられることになった（従来は努力義務）ため、新たに障害児支援に係る成果目標を定める必要がある。

（障害児通所支援の全国的な状況）

- 都道府県の障害保健福祉圏域別の障害児通所支援及び障害児相談支援の状況をみると、児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援の事業所は、ほとんどの圏域において、少なくとも1カ所以上が指定されている状況にある。

しかしながら、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターについては、すべての圏域で配置されているという状況に至っていない。

また、保育所等訪問支援についても、すべての圏域で配置されているという状況に至っていない。

（参考）

・圏域ごとの事業所指定状況

- ・児童発達支援（児童発達支援センターを含む） 97.4%
- ・放課後等デイサービス 96.9%
- ・保育所等訪問支援 72.6%
- ・障害児相談支援 100%

[平成27年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ]

・圏域ごとの事業所の配置状況

- ・児童発達支援センター 65%
（保育所等訪問支援を実施している児童発達支援センター 58%）

[平成28年4月1日現在 障害児・発達障害者支援室調べ]

（個別課題1：医療的ニーズへの対応状況）

- こうした障害児通所支援が整備されたとしても、医療的ニーズの高い重症心身障害児は、一般の障害児通所支援で支援を受けることは難しい状況にある。このため、重症心身障害児を主に支援する事業所が必要となるが、こうした事業所は少なく、身近な地域で支援が受けられる状況にはなっていない。

(参考)

○主に重症心身障害児の発達支援を行っている事業所の割合

- ・児童発達支援 248カ所（事業所全体の6.3%）
- ・放課後等デイサービス 354カ所（事業所全体の4.1%）

[平成28年5月 国保連データ。重症心身障害児に対し支援を行う場合の単価を算定している事業所数を集計]

○ 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児（重症心身障害児のうち医療的ケアが必要な障害児を含む）が増加している。医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、先般の児童福祉法改正において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定されたところである。

(個別課題2：放課後等デイサービスの質の向上)

○ 前述のような障害児支援の量的整備とは別に、支援の質の向上が求められている。特に、放課後等デイサービスは、量的な拡大をしているが、適切な発達支援が行われず単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分でない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘があり、放課後等デイサービスガイドラインを活用した支援の質の向上が求められている。

2. 国の成果目標

上記の現状を踏まえ、障害児福祉計画において、以下のとおり、「達成すべき基本的な目標」（成果目標）を設定することが考えられる。

- ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置
- ③医療的ケアを必要とする障害児支援のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置
- ④放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価結果の公表による質の向上（都道府県のみ成果目標）